

窒素酸化物の排出基準について

1. 表の規模の欄の数字は、施設を定格能力で使用する時の湿り排出ガス量(万 m³N/h)を示す。

2. 排出基準と照合する窒素酸化物の濃度

$$(a) C = C_s \times (21 - O_n) \div (21 - O_s) \times 1/4$$

ガラス製造用溶融炉のうち、専ら酸素を用いて燃焼するものに適用

$$(b) C = C_s$$

表の O_n の欄が O_s とされている施設に適用

$$(c) C = C_s \times (21 - O_n) \div (21 - O_s)$$

(a)(b) 以外の施設に適用

C : 窒素酸化物の濃度[cm³/m³N]

C_s: 窒素酸化物の実測濃度[cm³/m³N]

日本工業規格 K0104 に定める方法により測定された濃度を 0℃、1 気圧中の濃度に換算したもの

O_n: 標準酸素濃度[%]

表の施設毎の値

O_s: 排出ガス中の酸素濃度[%]

ただし、O_s が 20%を超えるとときは、20%とする。

3. 適用除外施設

(a) 表に記載されていない施設

(b) 熱源として電気を使用する施設

(c) 金属溶解炉(令別表第 1 の 5 の項)のうちキューボラ

(d) 表に記載されている施設のうち、排出基準値が記載されていない欄に該当する施設及び備考で適用猶予とされている施設

(e) 下記の条件をすべて満足するボイラー

- ・ 昭和 52 年 9 月 9 日以前に設置されたボイラーであること

- ・ 過負荷燃焼型(炉筒煙管式又は水管式であって燃焼室負荷が 2,093,025kJ/m^{3h}(=50 万 kcal/m^{3h})以上)であることただし、燃焼室熱負荷=燃料の低位発熱量÷燃焼室容積(m³)

- ・ 液体燃焼(気体混焼を含む)ボイラーであること

- ・ 定格排出ガス量(湿りガス)が 5,000m³N/h 未満であること

(f) 小型ボイラー(伝熱面積 10m² 未満であって、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/h 以上)のうち下記のいずれかに該当するもの

- ・ 設置年月日が昭和 60 年 9 月 9 日以前であるもの

- ・ ガスを専焼させるもの、軽質液体燃料(灯油、軽油又は A 重油をいう。)を専焼させるもの並びにガス及び軽質液体燃料を混焼させるもの

これらのうち、(d)~(f)の施設については、排出基準を「当分の間、適用しない」とされている施設。